

## 第 2 9 回議会運営委員会記録

令和 6 年 8 月 9 日

【開催日】 令和6年8月9日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時

【出席委員】

|     |        |      |       |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 宮本政志   | 副委員長 | 森山喜久  |
| 委員  | 伊場勇    | 委員   | 大井淳一郎 |
| 委員  | 笹木慶之委員 |      |       |

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

|    |       |     |      |
|----|-------|-----|------|
| 議長 | 高松秀樹  | 副議長 | 中村博行 |
| 議員 | 白井健一郎 | 議員  | 山田伸幸 |
| 議員 | 吉永美子  |     |      |

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

|      |      |     |       |
|------|------|-----|-------|
| 局長   | 石田隆  | 局次長 | 中村潤之介 |
| 議事係長 | 岡田靖仁 |     |       |

【審査内容】

- 1 一般質問の在り方について
- 2 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について
- 3 陳情書（山田伸幸議員に対して厳重な処分等を求める陳情）の審査において挙げた検討事項について
- 4 陳情書（議員研修会を含め様々な会合の公開を検討することを求める陳情）について
- 5 その他

---

午前9時 開会

---

宮本政志委員長 皆様、おはようございます。ただいまより、第29回議会運

営委員会を開催したいと思います。本日、委員外議員として山田議員、吉永議員、白井議員が出席を求められておられます。このことについてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、山田議員、吉永議員、白井議員、席にお着きください。

（白井健一郎議員、山田伸幸議員、吉永美子議員 着席）

宮本政志委員長 それでは、本日の付議事項の１点目に入ります。一般質問の在り方についてです。皆さん、資料１は確認できていますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項の１点目について御意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

森山喜久副委員長 創政会としては、議員の持ち時間は３０分でいいのではないかという議論をさせていただいております。その切り口から議論を始めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

宮本政志委員長 森山副委員長、今の御意見では、議員の持ち時間が３０分ということで、執行部の持ち時間と全体的な時間等、もう少し補足していただけますか。

森山喜久副委員長 議員の持ち時間は３０分で、執行部の制限はなしというところです。全体的には６０分程度でいいのではないかと考えますが、議員の持ち時間は３０分、執行部の時間制限はなしというところでの議論をお願いします。

宮本政志委員長 今の御意見に関しまして、そのほか御意見はございますか。

大井淳一郎委員 この点について会派で協議しました。創政会の提案のとおり、議員の持ち時間が３０分で、執行部が制限なしということについて賛同いたします。一般質問は大綱的に市政全般について聞くんですが、あく

までも執行部の答弁を引き出すというところに主眼があり、議員の自己主張の場ではありません。よって、全体が70分であれば35分ずつではなくて、議員の持ち時間が30分ぐらいであれば全体的には70分ぐらいになるのかなと。これはやってみないと分かりませんが、創政会案に私の会派も賛同いたします。

宮本政志委員長 そのほか、委員外議員の方には何かありませんか。別段委員の意見が出尽くしてからでないと言言できないということはございません。

山田伸幸議員 資料を用意していただいて、これを見ながら改めて思ったのは、全体で見ると30分を切られる方もいらっしゃいますけれど、それなりに準備していくと30分では足りません。私も常に心がけておりますけれど、資料を使うときにはその資料の説明も含めると、やはりどうしても35分から40分はないと、そういった時間が確保できないということです。以前、数十年か前になりますけれど、旧小野田市時代には片道40分ということでした。その時間であれば十分な資料の説明も含めて必要な迫り方もできると考えております。

笹木慶之委員 我々の会派は、いろいろ議論をしたわけですが、まず申し上げますと、全体的に1時間ぐらいでいいんじゃないかと。それから、もう1点は、やはり執行部と議会の立場をいろいろ考えた中で、お互いがハーフ・ハーフ、いわゆる30分ずつならしっかり議論できるんじゃないかということです。フェアな形でしっかり議論ができるようなものにしてはどうかと。それについては、やはり効率的な運営ができて精度の高い質問をしてほしいということで議論がありました。

宮本政志委員長 そうすると至誠一心会としては、現状の70分を60分にするというところでよろしいですかね。

笹木慶之委員 そうですね。

宮本政志委員長 それから、60分を30分、30分ということは、執行部の答弁時間及び議員の持ち時間をそれぞれ30分というふうに決めるという前提でよろしいですか。

笹木慶之委員 結果的にそうになりましたが、半分は議員の質問する時間ということですが、それを30分として定めるべきじゃないかと。そうすれば、1時間しかないわけですからもう半分は30分になるわけですから、お互い対等の立場で考えていけば、これでいいんじゃないかということです。

宮本政志委員長 だから、至誠一心会としては、議員の持ち時間30分、執行部の答弁の持ち時間も30分というふうに両方30分と規定するという事でいいんですか。

笹木慶之委員 はい。

宮本政志委員長 分かりました。

伊場勇委員 当会派は30分が議員の持ち時間ということで、執行部の制限なしという意向です。なぜ30分にするのかというところを議論する必要がありますと思っています。緊張感の維持がまず一つ大切な観点と思っています。一般質問中に寝ているように見られる議員がいらっしゃるのを見ますし、そうさせない取組の一つにもなるんじゃないかと。そして、議員の技量能力でこの30分に収めるということ、見ている市民の方がどう思われているかというところも考えていかなければならないということだと思います。例えば、議員がある一般質問事項について概要を説明して、執行部もまたその説明をもう1回繰り返して、結局するかしないかということについては、最後でやります、やりません、研究します、検討しますと回答することがあります。議員は、やりますか、やりませ

んかと言っているのに、その前段が長過ぎて、だらだら時間が進んでしまうという現状があると思います。それを受け止めて、議員に30分という縛りを設けることで、逆に執行部に制限はないんですけれども、議員側の努力と執行部側の努力でより充実した一般質問の時間をつくれるんじゃないかと思っています。効率的な運営のためにこの片道30分というのを導入したらどうかと考えています。

山田伸幸議員　そういった緊張感を保つためにも、やはりきちんとした議論をしなくてはなりません。時間に合わせてはしよることをしてしまうと、どうしても必要な質問を削らざるを得なくなってしまう。やはり一つ一つ組み立てていって、最終的にこういったものを獲得したいという思いでやっておりますので、その組立て自体が崩れてしまいます。私は、なるべく質問数を減らして、そして、執行部の答弁はなるべく短く済むように質問を組立てておるわけで、そういった面では、今言われたようなことを努力した上で今の質問時間となっております。最終的には質問項目をずっと挙げておりますけれど、どれをのけて、これは絶対しゃべらなくてはいけないという取捨選択をしながら、残時間を見ながらやっておりますので、そういったことを考えると、議員の片道30分というのは足りないと常々思ってきました。それなりに時間をきちんと確保していただかないと、せっかく緊張感を持った質問をしようにも、用意した質問をきちんと言うということで緊張感が高まるように、執行部にも、そして聞いている議員にも、そして来られている傍聴の皆さんにも、やはりその質問の意図がきちんと分かるようにしていくことが議員側に求められており、時間を短縮すれば当然その部分が削られるわけですから、私はできたら40分は確保しておいていただきたいと考えております。

宮本政志委員長　そうすると、例えば40分確保という前提で、今は70分ですから、執行部は残り30分になるので、執行部の答弁をもう少し掘り起こしたものを outs させたいと思ったら、70分より逆に長くしてもいいという解釈をお持ちなんですか。

山田伸幸議員 それは違います。やはり質問の持っていく方として、端的な答弁で済むようにと。そして、核心に迫るような質問の組立てをして、どうなんですかということをやりますので、決してその長い答弁を聞きたいわけではありません。今さら執行部に説明しても仕方ない部分がありますので、やはり端的に答えさせる。これはもう議員側の質問の組立てによりますので、それぞれが工夫しなくてははいけません。けれど、最低限40分は確保しておいていただかないと、今までのそういったものをさらに削るようになってしまいますので、ここはぜひ40分を確保させていただきたいということであります。

吉永美子議員 私は、最初に委員外議員として出席要請があったときに、35分なんだと思って参加していました。そもそも論で、山陽小野田市として一般質問を70分に決定された経緯というのは分かっているんでしょうか。

山田伸幸議員 その辺は以前の議会からの通例なんですけど、皆さんの質問時間を計測して行って、これが大体妥当な線だろうということで平均値を取って、最低限これぐらい必要だという時間を割り出してつくられたものです。そのときに60分という意見もあったんですけど、60分では足りないという結論で70分にした経緯がありました。そうですね、大井委員。

大井淳一郎委員 山田議員のほうが先輩なのであれですが、旧小野田市のときから70分でした。昔は、山田議員も先ほど言われたように、片道40分でした。議員の持ち時間が40分。それで議員によってはそんなにからない場合もあるけど、人によっては1時間を超えるなど人によってばらばらだったので、その辺もあって全体で何分というところで、最終的には70分に落ち着いたと理解しています。

白井健一郎議員　まず話したいのが、権利として認められている一般質問を制約する根拠なんです。先ほど伊場委員がおっしゃられたように、一つは緊張感の維持、もう一つは議員側、執行部側がそれぞれ簡潔なやりとりを目指す。これは説得力があるのではないかなと思いました。次に数字の問題です。45分を30分に減らすのがどのぐらいの制約になるのかということですが、例えば、45分に近い方、前回の一般質問では、中島議員は44分37秒、これを45分とすると、45分を30分にするからですから約3分の2になるということで、3分の2がどのぐらいかというと、例えば大項目三つ質問できたのが二つになる、あるいは中身が3分の2になるということになります。あるいは40分ぐらいの方が3名いらっしゃいますが、これはこの40分超えを30分に縮めるとした場合は4分の3になりますから、今申し上げたように、大項目四つが三つに減る、あるいは中身の濃度が4分の3になると考えられます。ですから、こういうふうに長時間質問なさる方というのは毎回決まっておりますので、今、山田議員がおっしゃられたように、45分から30分は厳しいけれども、40分だったらできるのではないかという意見も尊重すべきでないではないかと思っています。あともう一つ、一般質問というのは市長等に疑義をただし、政治姿勢を明らかにし、政治責任を明確にさせることを目的とするとありますから、やはりある程度議員は時間をかけて、積極的な理論を立てなくてはいけないという、これもまた考えなくてはいけないところだと思います。

宮本政志委員長　白井議員、一般質問は権利だと考えた根拠などあればお示しいただきたい。

白井健一郎議員　議会基本条例第11条です。

宮本政志委員長　第11条、「議員は、一般質問を行う権利を有します。」という部分ですか。

白井健一郎議員 はい。

宮本政志委員長 今回の白井議員の意見も含めて、一般質問の時間を30分にしようという流れが、みらい21、至誠一心会、創政会からありました。30分というのは共通認識かなと。執行部に対しては、至誠一心会は30分で限定するべきだ、みらい21と創政会は、執行部の時間を決める必要はないというところです。ただ、委員外議員の方々からは、それぞれ議員の権利でもある一般質問の持ち時間を30分にするのは短すぎるんじゃないかということで、それぞれ委員外議員が論拠もおっしゃっておられますが、それも含めて御意見はございますか。

伊場勇委員 議会基本条例には一般質問は権利と書かれておりますが、私は、発言をする機会を確保されているだけのものだと思います。もちろん一般質問をしなければならない事情、状況があることもありますが、一番大事なのは唯一の議事機関として議案審査であって、それをないがしろにして一般質問をすることはあってはならないと思います。議案審査の次とは言いませんが、この一般質問の在り方については、今、質問時間は44分が一番長くて、一番少ないのが19分です。これは30分にしていっていいと思うんですよ。今の全体的な状況を見ると。全体を見ると。30分にしたところで質問の内容が減るとか削られるとかじゃなくて、より本質をはっきりさせた質問ができるんだらうと私は全体を見て思うので、そういうふうに会派で話し合って提案をさせていただいたところです。個人個人の事情はあるかもしれませんが。私は、全体を見て30分で問題ないなと思います。逆に、執行部に対しても重なる事案の説明なども省いていただくような一定のルールが必要だと思いますし、それはまた今回30分で取り組んでみて、その後またルールを決めるのか、もうこの9月からやるのかは、また次の議論になると思いますが、そういうふうに全体を見て私は思うわけです。これにはもちろん、時間だけの問題ではなくて、通告書や資料の使い方も一緒に話す必要があるかと思っています。それを一気にやるかどうかはまた別として、通告書をもっと

分かりやすくすること。一つの項目で通告外に近いような質問をされている場合も見受けられますから、通告書をもっと分かりやすく書いていただけるような方向に変えるなどの必要があります。何度も議会運営委員会からはきちんとしてくれと言っているんですけど、それがなかなかできていない状況も見受けられますので、そう言っています。資料についても突然この資料を見てくださいと、議場でカメラに向かって出すことがありました。それは議長の許可を受けていないわけですから、その辺についても議長に許可を受ければいいと思いますよ。だけど、資料をカメラに向けて、この資料がといったところは、よりルールを明確にしないといけないと。いろいろつながってくるんです。まずその一つとして、この30分の議員の持ち時間というものから始めていけば、いい環境で運営できると思います。

山田伸幸議員 今、30分の根拠は何なのかなと思ったけど、結局分かりませんでした。事前の質問通告で事足りるはずがないんですよ。なぜ一問一答しているかというと、やはりそこからさらに深めていく。通告は入り口なんです。その入り口で基本的なことを聞いて、それから問題点の絞りをかけていく、そういうふうな形で質問を組み立てていく。その中に必要な資料もきちんと準備をして、その資料の説明もしながら、なぜ山陽小野田市がこういった政策を持っていかないといけないのかということを経営部に対して問いかけをしなくてはならない。それに対して一体どういう回答があるのか、その回答をもってさらにその回答の中にある疑問点や矛盾点などをきちんとただすと。それは事前の想定問答である程度できておりますので、こういう回答したなら次はこの質問だというふうな形で、常に考えながらつくっております。それをやっぱり議員の方の事前にきちんと準備しておかないと。答弁したらそれで終わりという議員も中にはおられたように見受けましますし、そうではなくて、議員の責任としてそういう質問をするのなら、やはりいろいろな調査研究もした上で質問の内容に踏み込んでいくべきだと。そういったことを考えていくと、私の場合、大体A4で11ページから12ページは用意して、

実際使うのは10ページぐらいです。それはなぜかという、想定問答をいろんな形で考えておりますので、それらを含めてやっと前進的な回答を引き出すことができるということも経験上ありますので、やはりどうしてもその組立てをしていこうと思ったら、今の時間は最低限必要だと考えております。

宮本政志委員長 山田議員、ちょっと教えていただきたいんですけど、例えば、一般質問の中でよく散見されるのが、質問はせずに自分の意見、考え、そういったものを延々と述べて、結局質問をしていなかったと。あるいは、自分の考えや意見、中には歌を歌って質問につなげていく。そういった場合っていうのは、山田議員がおっしゃるのは、そういった自分の質問を補足するために、多少自分はこう考えるということも交えてやっていらっしゃるんでしょうけど、そうではない。つまり、意見を長々と述べて、結局質問していないという一般質問をよく見ます。6月定例会で私も見ておりますが、そういったところに関してはどうでしょう。

山田伸幸議員 これは高松議長からよく注意があります。質問してくださいと。これはやはり議員の準備不足ではないかなと思います。なぜ今この質問をしているのか。そして、そういった再質問も含めてきちんと準備していれば、そういったことがないわけですね。その場で取り繕っているのか、それともこれだけどうしても言っておきたくてしゃべっているのか分かりません。それぞれね。しかしながら、一般質問は今の市政についてただしていく、あるいは、新たにこういった制度をぜひ実現させてほしい、それが市民の幸せになるんだという思いでやるのなら、やはりそういった事例も交えて、あるいは国とか県とかの通達もよく調べた上で、法律も調べた上で臨むべきだと。こういった通達が来ているけど山陽小野田市はやっていないとか、そういったことも含めてきちんと準備しておれば、今言われたようなことは全く起きないと思います。

吉永美子議員 当初、70分にした根拠というか経緯っていうか、その点を確

認させていただいたわけですが、当時の議会運営委員会でしょうけれども、どうしたらいいのだろうということでしたらしっかりと議論された上での結論だったと思います。私が思っているのは、時間を短縮するというよりも、その議員の質問時間というところで35分だと思って参加しましたと申し上げました。70分であれば、やはり半分で質問時間を終わらせるというやり方をまずやることは、議員の総意が取れるのではないかと。先ほど40分というお話は出ましたが、現実70分を2で割ると35分なわけですから、やはり執行部の答弁の時間も確保しないといけないって考えると、2分の1ということは、一つの結論の在り方になるのではないかと考えています。一般質問の在り方について今日議論することですけれど、時間短縮するイコール一般質問の在り方に私は直結すると思っていなくて、一般質問をする議員の時間という部分をまずきちんとして、そしてそれを守っていくという形から議会改革を進めたらいいのではないかと。そのほうが総意は取れると思っています。

宮本政志委員長 今、吉永議員のおっしゃることについていうのは、私は重要な部分かなと思ったんですけど、そうすると、議員の持ち時間30分、35分という御意見が出ている。それは駄目ですよという御意見もございます。山田議員、先ほど一般質問で、例えば、「質問しなさい」と議長から注意があるということもありましたが、例えば、通告書についても、高松議長は改選後から「分かりやすい通告書にしてください」とおっしゃっていました。つまり、議員によっては何でも聞けるような通告書をいまだに繰り返している。つまり、理解していないのか、言うことを聞かないのかは分かりませんが、見受けられます。それから、1人の議員が質問をせずに自分の意見をとうとうと述べる、そして、議長がそこを注意してということなら、1人の議員に対してもできますが、そういう一般質問の在り方の研修も受けて、議員はそれぞれ本を読んだり、勉強しているはずなんですけど、複数名の議員は質問時間よりも自分の意見の時間が長い。つまり、研修しようと、いくら議長が注意しようと、理解していない。あるいは、理解しているけど言うことを聞かない。そう

いった場合は質問につながっていかずに、長い時間を要している議員が私はいると思っていますけど、その辺りも含めても議員の一般質問時間を70分確保すべきだというお考えなんですか。今からのこの議論の参考にしたいので、お考えをよろしいですか。

山田伸幸議員 先ほどから言っているように、やはり事前準備の問題だと思うんですよ。そういった、例えば、市政にある問題を新しく改善させようとすれば、その根拠を示していかななくてはいけないわけですね。そのときに自分の思いだけで必要だからやったらどうですか、こういう観点もありますけどどうですかって言うんじゃないくて、やはり県内他市あるいは全国の状況なども踏まえて、そして国からの通達も踏まえて、それも全部調べた上で迫るということで、答弁も短くて済むんですね。そういった準備がきちんとされてないから答弁も長くならざるを得ない。実はこういう通達もありましたということを出されてしまうということもあるわけですね。やはりそういった面でいうと、議員側の研さん不足を感じていることがよくあります。私が完璧かという、そうではありません。私自身もっと深めておればよかったということもあります。しかしながら、事前準備として先ほど言った想定問答をきちんと通りをつけて、こういうふうな答弁をされたら、この資料を使おうという形で事前に頭の中で組立てをしておけば、聞いていても聞きにくい、聞きづらい、特に傍聴に来ておられる市民が何の意味なのか分からないということになっていかないと思うんですね。やはり市民からもこういうふうに聞いてほしいなと思ったことを素直に議員の口からも質問できるほどに準備をきちんとしておくべきだと思います。ですから、それぞれの会派の中で一般質問について……、創政会の方々は事前にやっておられると聞いているんですけど、やはり自分の会派の議員の質問に対して、そういったチェックも含めてやった上で臨むべきではないかなと思います。

宮本政志委員長 まさに今、山田議員がおっしゃったことはよく理解できますし、私も個人的には山田議員の一般質問というのはよく参考にさせてい

ただいております。山田議員がおっしゃったことを、例えば、30分、35分に議員の持ち時間を決めたとしても、今、山田議員がおっしゃったことを前提に各議員がきちんと一般質問を組立てていけば、時間を長く確保しないといけないというのは少し違うかな。別に35分、30分という御意見でも、山田議員がおっしゃる方向に議員が持っていけばいいんじゃないかなと思うので、その辺りはいかがですか。

山田伸幸議員 きちんと準備したら、今の時間でも私は足りないんですよ。やはりそういったことを考えていただくと、最低限、今の時間は確保していただきたい。

宮本政志委員長 なるほど。すみません。委員長なので中立、公平な立場で物を申さないといけませんので、少し偏った言い方してしまいましたら、委員外議員の皆さんや委員の皆さんで注意をしていただいて結構です。

大井淳一郎委員 準備の話が出ました。準備していないと長くなると山田議員はおっしゃったけど、実は準備をしっかりすれば、その準備したものを全部出そうと思って長くなるという面もあると思うんですよ。準備をしっかりすれば、自分はこれだけ調べてこれだけやったということを全部冒頭で言うじゃないですか。そうしたら長くなるっていう人もいます。山田議員がそうだという意味ではないですよ。それはあるんです。だから、自分は全国のこういう状況を調べたらと、こうザーッと紹介するじゃないですか。答弁があったら同じこと言うんですよ。執行部はそこが長いっていう意味もあるので、山田議員がそうだという意味じゃないですよ。だけど、そういう面もあるということが私の意見ということです。

山田伸幸議員 事前の準備というのは、やっぱり答弁を想定して、こういう答弁ならこういう質問を組み立てていこうという系列的な準備をするということなんですよ。だから、あくまでも自分の主張を通すためにと

たら、なかなかいい質問にはならないのではないかなと思います。聞いていてもああいうふうに言ったら、今度はこういう角度から質問が出たとか、そういった形を事前にほかの議員からも質問項目をよく見ていただいて、注意なりアドバイスなりするということで、やはり聞いていても楽しい、執行部とのやり取りが面白い、それはひいては市政の前進のために役に立つ質問になるんじゃないかなと思うわけです。だから、一人一人の議員の責任だけでなく、やはり会派としてあるなら会派の中でその辺はよく点検をして、この質問はしないほうがいいのか、そういったことをアドバイスし合って、より盛り上がると思いますか、皆が納得するような質問になるんじゃないかなと思います。

宮本政志委員長　ここで1回暫時休憩を入れましょう。

---

午前9時35分　休憩

---

---

午前9時51分　再開

---

宮本政志委員長　それでは、委員会を再開いたします。付議事項の1点目、一般質問の在り方について。先ほど一旦休憩を入れましたけども、この付議事項1点目について、そのほか御意見ございますか。

山田伸幸議員　一般質問の在り方については、先ほどから発言させていただきましたけれど、やはりぜひ検討していただきたいのは、現行の発言時間を削減する方向ではあるのではないかと思いますので、その点については、議会運営委員会ですっかりと検討していただきたいということを訴えたいと思います。

宮本政志委員長　分かりました。そのほかございますか。よろしいですか。この一般質問についての結論を今日は出しませんけども、9月定例会に向けて、また次の議会運営委員会の中でしっかり議論を尽くして結論を出

していきたいと思っております。付議事項１点目については、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、２点目です。厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について、資料２は皆さん御確認できますね。事務局、資料に対する説明を簡明にお願いします。

岡田議会事務局議事係長　それでは、付議事項２の資料に関して簡単に御説明させていただきます。こちら厚生年金への加入に当たってどのような経費がかかるかを示したものです。お調べしたところ、大きく二つのものがあることが分かりました。一つが保険料になります。これは労使折半、すなわち導入された際には、市側が負担する費用と議員の皆様が折半して御負担いただくものでございます。それとは別に、事業者側、この場合で言いますと、市側のみにかかるものとして、子供子育て拠出金というものがあることが分かりました。詳細な金額はそれぞれ資料に記載しております。市が負担するトータルの金額といたしましては、資料２の２ページ目の一番下に記載しております。１，３０１万９，０００円が、市が負担する年額になります。説明は以上でございます。

宮本政志委員長　今、岡田係長から説明がございました。こちらについて皆さんの中で御意見はございますか。採択に向けてどうするかという議論に入ります。

山田伸幸議員　議会事務局にちょっと聞きたいんですけど、以前、共済会のときには市の負担はどれぐらいあったのか、もし分かれば答えていただきたいんですが。

岡田議会事務局議事係長　その点につきましては、現在のところは確認しておりません。あくまでこのたびは厚生年金への加入ということでしたので、現行の厚生年金制度に沿ったもののみを資料としてお出ししております。

大井淳一郎委員　全国市議会議長会から出された文書を見ますと、タイトル自

体は厚生年金への地方議会議員の加入という形にはなっておりますが、他市の事例ということで挙がっているのを見ると、あくまでも多様な人材の地方議会の参画促進を求めるという形で、その中の一つとして厚生年金が挙がっております。そのほか主権者教育の一層推進とか介護とか出産育児との両立とか、ハラスメント防止ということも含めて意見書を出しますのであれば、こういった観点を含めた議論もすべきだと思っております。

宮本政志委員長 議会事務局、大井議員が少し言われたのは県内の採択状況かな。採択しているのは13市議会の中8市議会ぐらいかな。

岡田議会事務局議事係長 それについては、本日の資料とは別に、以前の議会運営委員会でお配りさせていただきましたもともとの要望書、依頼文の中に別紙1がございまして、その中に記載がございますので紹介させていただきます。山口県内では13市中8市が既に採択をしております。個別に採択された市を申し上げてもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では申し上げます。下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市、長門市、柳井市、美祢市、以上8市の市議会が採択をしています。

宮本政志委員長 前回と変わっていませんね。8市採択しているから云々じゃなくて、参考として今の状況を岡田係長から説明していただきました。そのほかに何かありますか。

吉永美子議員 やはり全国的に無投票があり、それだけ出てくれる人が少なくなっているというところを考えると、やっぱりこういったところを整備していくことは大事かなと思っています。厚生年金は、自分の負担もあるんだけど、これを広めていくことは大事だと思います。それと、先ほど大井委員が言われました兵庫県明石市議会の出されているものはすごく参考になって、厚生年金というだけではなくて、あらゆる分野でやはり政治にたくさんの方が参加をしていただける、手を挙げていただ

けるような仕組みづくりというか、そういうことを進めていくことは本当に全国的に大事なことになるので、そういったことを含めた意見書はすごく大事だと思っています。

伊場勇委員 厚生年金について意見書を出すということには賛成しています。

これから多様な人材の確保の観点から、こういうところの整備は本当に必要になると感じています。他市町のことを鑑みても、そういった課題があるところがしっかり出しているんだなあと思いますし、東京都は比較的少ないですが、地方になると多いということは、その地方の課題解決の一助になるというふうにはやはり見て取れますし、そのように意見書を出すことは今必要かと考えます。

大井淳一郎委員 うちの会派も同様に賛成いたします。多様な人材の確保というところで意見書を出すべきだと思っております。それと、現在、例えば企業とか勤め、兼職で議員をされている方がどうなるのかとかそういった細かな調整については、制度ができた後に、多分その辺の制度設計は国のほうも含めてやられると思いますので、そちらに委ねて、私たち議会ができることはしっかりこの制度確立に向けてやってほしいということを求める意見書を出すべきだと思っております。

笹木慶之委員 厚生年金の加入につきましては、先ほど条件的なものもありましたが、保険料のように市と議会との折半の問題、あるいは拠出金の問題等々負担が伴うものが実はあります。とはいいながら、令和6年3月29日の状況を見てみますと、42市議会においてそういった取扱いが話されておるということがありましたね。それから、本県の状況は8市が採択だったということがありました。それらを踏まえて考えたときに、いろいろな思いはあるかもしれませんが、やはり多様な人材の地方議会への参加の促進ということを進めていきたいということがありますので、我々の会派とすれば、それについては賛成していくという方向性で今議論しています。

宮本政志委員長　なるほど。今、議会運営委員の方々は、3会派とも採択に向けて取り組んでいきたいと思いますという御意見で統一されていますよね。そのほか、特に委員外議員の方でも御意見があればと思いますが、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）これもまた委員会提出、あるいは議員提出、どちらの方向性か。これも先ほどの一般質問のことも踏まえて次回の議会運営委員会の際に結論を出していきましょう。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは付議事項の2番目は終わりますが、付議事項3点目に入る前にここで暫時休憩に入りたいと思います。

---

午前10時　休憩

---

（白井健一郎議員、山田伸幸議員、吉永美子議員　退室）

---

午前10時11分　再開

---

宮本政志委員長　それでは、休憩を解きまして委員会を再開いたします。付議事項3点目です。陳情書（山田伸幸議員に対して厳重な処分等を求める陳情）の審査における検討事項についてです。これについて、皆さん資料の御確認は大丈夫でしょうか。大丈夫ですね。この点について御意見等ございますか。（発言する者あり）そうですね。公務ということを議員全員に伝えていく。それともう一つ、議会報告会の中で「公務ですよ」という周知の関係がございましたが、今回の議会報告会に関してはどうでしたか。森山副委員長が広聴特別委員長でございますので、お願いします。

森山喜久副委員長　こちらの陳情書が出た次の議会報告会では公務である旨を明言しておりましたが、このたびの議会報告会の際にはその徹底が不十分だったと認識しております。今後、遺漏がないように努めたいと思います。

伊場勇委員　せっかく事務局が資料を準備していますので、議員の公務として活動例について説明を頂きたいと思いますが、事務局からいいですか。

岡田議会事務局議事係長　それでは、資料３について御説明させていただきます。その前に資料の訂正をさせていただいてもよろしいでしょうか。この資料は、前回の議会運営委員会で使用したものと全く同じ資料になっております。その際には資料１でございまして、それが今回にもそのまま残った状態でお手元に配布しております。本日に関しては、資料３ということでこの資料をお取扱いいただけたらと思います。そして、公務の内容についてですが、こちら３を御覧ください。本市議会における公務の例として６項目ほど挙げております。順に御紹介させていただきますと、まず、（１）開会中の本会議、委員会への出席です。そして、（２）議会代表またはその代理としてのイベント等への出席、こちらは議長が議会代表としてイベント等に出席する場合ということで挙げております。そして、（３）議会閉会中の委員会への出席。そして、（４）議会代表もしくはその代理または委員会活動としての出張。（２）と異なりますのが、こちらは議長会への出席とか委員会の委員会活動としての委員会視察とかを想定しております。そして、（５）地方自治法第１００条第１２項により定められた会議規則に基づく全員協議会への出席。全員協議会というのは、かつては事実上の集まりでございましたが、法の後ろ盾を得て正式な会議になったということで公務という扱いとなっております。そして、（６）地方自治法第１００条第１３項により定められた会議規則に基づく議員派遣となっております。説明は以上となります。

伊場勇委員　（６）の議員派遣で、議会報告会、モニターとの意見交換会、市民懇談会等とあります。等というのは、例えば、そのほかには何が考えられますか。事務局見解を聞いてみたいんですけど。

岡田議会事務局議事係長　ただいま挙げていただいたもの以外で議員派遣を取っているものとしては、市議会議長会が行う全体での議員研修がありま

す。こちらは先の本会議の最終日に議員派遣の議決を行い、可決されております。そういったものになっております。

伊場勇委員 この事案は、陳情を頂いて改めて検討が必要だということで、今、取り組む中で、はっきり公務の例などを示していただきました。その中でやはり欠席届が必要と考えます。ただ、1個1個その欠席届の様式をつくるんじゃなくて、流用できるような格好のものがいいと思います。

宮本政志委員長 今、伊場委員から欠席届の件が出ました。これまでの議会運営委員会の中でも、議会運営委員会の方向性としては欠席届の書式等を整備して、提出するようにしたほうがいいんじゃないかという方向性が示されていましてね。議会運営委員会で議決はしていませんが、方向性はそうでしたね。欠席届は手元にはないですよ。これを資料としてアップロードしたほうが議論に入りやすいですね。それでは、事務局、欠席届を資料として今からアップロードしてください。岡田係長、それを委員会資料として用意していただけますか。

岡田議会事務局議事係長 承知いたしました。

宮本政志委員長 ここで暫時休憩入ります。

---

午前 10 時 25 分 休憩

---

---

午前 10 時 44 分 再開

---

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。欠席届が委員会資料として上がっていますが、大丈夫ですね。では、欠席届も含めて、公務について皆さん御意見ございますか。

大井淳一郎委員 前回から示していただいているこの公務の定義等なんですが、

それに従って例として挙がっている３ですね、１、２を踏まえた本市の議員の公務の例として、（１）から（６）まであります。（５）まではこれまでも従来どおりやっていて、（６）については、私の考えでは議員派遣をすることで公務性を見るかなと思って、その中の現在では議会報告会、モニターとの意見交換、市民懇談会等ということになっております。私は（１）から（６）について限定列举という形で、これについては、これから示してもらふ欠席届を出すという形でよろしいのではないかと思います。

伊場勇委員　大井委員と同意見です。今、列举されているものについては、欠席する場合は欠席届が必要かと思います。公務だからというところです。

宮本政志委員長　そのほか、至誠一心会どうですか。（「特になし」と呼ぶ者あり）それでは、欠席届も出していこうということで、これまでの議会運営委員会の流れで結論が今出ましたが、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項の３点目は終わります。それでは、続いて４点目です。陳情書（議員研修会を含め様々な会合の公開を検討することを求める陳情）についてです。陳情者の意向等、事務局でもし何か聞いていたら教えてください。

岡田議会事務局議事係長　それでは御報告申し上げます。本件陳情は、市民の方から出されたものです。御提出があった際に、参考人として意見陳述等を希望されるかどうかをお聞きいたしました。その際に陳情者からは、本件陳情に係る意見陳述は希望しない旨をお聞きしております。その際に、「山陽小野田市議会は開かれた議会を掲げているので、一つ一つの会合について、その性質や公開による効果を丁寧に考えていただき、公開の是非を検討していただくようお願いします」と言付かっておりますので、併せて御報告させていただきます。

宮本政志委員長　今の事務局の説明を踏まえて、この付議事項４点目について

御意見等ございますか。

伊場勇委員 まず、この陳情では議員研修会の公開を検討していただけないかということになりますが、こういう会合については誰が対象になっているのかも重要な検討事項だと思います。例えば、その研修会を公開するとなると、市民の方にも分かりやすいというか、関連するようなところも入れなければならない。また、日時や場所や講師との調整などもありますので、その内容についてもそういう目的でするのであれば、そういう会合も公開してもいいと思うんです。なので、会合の目的や背景や対象によって、公開するかどうかは議会運営委員会で判断するしかないかなと思っています。このたびお話を頂いた議員研修会については、議員が対象でありまして、日時等も急遽決まったものですから、会合の公開にまでは至らなかったんだろうと解釈しています。ただ、今からその会合の公開といいますか、例えば、その委員会の協議会を開く場所であったりとか、そういうところは市民に公開という意味合いと少しずれますが、開かれたというか身近な議会という中で、市役所以外で協議会を開いてみたりとか、そういった取組も一つ公開を検討する開かれた議会に少し資するようなところもあるかと思います。なので、結論としては今からいろいろな会合がありますが、その対象や目的などを鑑みて、公開、非公開はその都度議論すると。これはちょっと市民に公開してもいいんじゃないですかと委員で思われるところがあるのであれば、そういうところは議題にしていくべきかと思います。

宮本政志委員長 今、創政会の伊場委員から、対象が議員のみなのか、あるいは議員と市民もその対象にするのかよって公開するかしないかと。あと最後に目的と言ったよね。目的によっても公開するかしないかということ。そうすると、議員のみが対象でも目的によっては市民にも公開すべきだと受け止められるんだけど、その辺りをちょっとお聞きしてもいいですか。

伊場勇委員 目的というのは、会合や研修の目的です。それにはいろいろな事情があると思うんです。例えばという例を出せませんが、そういうところで、やっぱり議会としてこれを公開したほうがいいんじゃないかという意見があれば、その都度考えるべきだと思っているんですよ。

宮本政志委員長 なるほど。対象のみで縛られないと。そのほか御意見はございますか。

大井淳一郎委員 今、伊場委員は【２】まで言われたということですか。

宮本政志委員長 そうですね。一緒に言われましたね。

大井淳一郎委員 まず、【１】については議員研修会です。これについては創政会の言われるとおりに、目的とか趣旨とかに沿って公開か非公開かどうかを決めるべきだと思っております。それで、過去にも議会アドバイザーから「この研修は公開すべきではないか」と言われたことを受けて、不二輸送機ホールで公開しました。そのときは、一般市民はいらっしゃらなかったかもしれませんが、他市議会の議員も来ておりました。それから、本会議場でも当時のアドバイザーの方と協議して行ったことがあります。選挙が近かったのかな、たしか選挙の半年ぐらい前にやっております。そのときには議会報告会がテーマだったんですけれども、議場で公開して、今、議員になられている方が、当時は市民の立場で傍聴に来ておられたということが過去にもあります。ですから、研修会だから非公開じゃなくて、状況によっては公開すべきだと思っております。過去については、今、伊場議員も言われたように、開かれた議会を標榜しているということから、性質によっては公開を検討していくべきだと思っています。だから、あらゆる会合を全部公開しなさいという意味ではなくて、その趣旨によって開いていく、公開するかどうかを決めるべきだと思っております。

宮本政志委員長 そうすると、みらい21と創政会一緒やね。（「はい」と呼ぶ者あり）至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 我々についても同じような形でいろいろ議論しました。例えば、著作権の問題等があって、本を引用して講習するということも実はあるんですよ。しかしそれは止められる場合がありますから、いろんなケースを考えた中で、公開、非公開というのは状況を判断しながら適切に判断すべきだろうと思います。

宮本政志委員長 そうしますと、今、3会派とも結論は一緒ですね。そうしたら、付議事項4点目の陳情書については、一度私のほうで整理しましょう。また、議長にも相談しながら議会運営委員会に提示していくという流れでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項4点目は終わりますけどよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、5番、その他です。

森山喜久副委員長 前回以前の議会運営委員会で、明るいまちの件を次回には出すと発言しておりましたが、会派でこれを検討する中で複雑な件が出たために、提出に至っておりません。申し訳ありませんでした。

宮本政志委員長 今、森山副委員長からございましたように、私のほうでも判断が不適格だったんで、皆さん申し訳ございませんでした。この付議事項について、「次回の議会運営委員会の中でこの明るいまちについては議論していきます」と言いましたけども、創政会ははじめ各会派の御意見をお聞きすると、なかなか複雑で、今日議論に入るのは難しいと判断しました。付議事項に入れて議論すればよかったんですが、議論そのものが少しあれかなということで付議事項から外してしまいました。少し不適切でしたね。申し訳ございませんでした。本来、付議事項に入れるべきでした。今、森山副委員長からもございました。この明るいまちについては、お聞きした限りみらい21も至誠一心会もまだ結論は出しきれ

てないと思います。そうしますと、また今後の議会運営委員会の中でしっかり議論を重ねていくという方向でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）誠に申し訳ございませんでした。

大井淳一郎委員 もう決まっているかもしれませんが、服装の自由化は9月も継続ということでしょうか。どうだったか覚えてないので、改めて議会運営委員会で9月はどうするのかを決めていなければ決めましょう。私は、引き続き6月と同じような状況で、委員会は服装の自由化で行くという考え方です。

宮本政志委員長 今、大井委員から、9月定例会に向けての服装の自由化について意見ございまして、みらい21は6月定例会と同様の流れで9月定例会も行きましょうということですが、他の会派の方はどうですか。

伊場勇委員 私も大井委員の御意見と同意見です。

笹木慶之委員 私どもも同様な対応で考えています。

宮本政志委員長 分かりました。そうしますと服装の自由化については、引き続き6月定例会と同じ内容ということで、9月定例会を実施していきましょう。

大井淳一郎委員 もう1点。これは私が委員長の頃からの懸案事項ではあるんですが、映像の保存期間と現在、ユーチューブが10年以上流れている状況をどうするかということですね。これをやらなければいけません。当時、私が委員長のときに事務局のほうで今の映像規定を使えるのか、新たに別途つくらなきゃいけないのか調整しなければいけないということがあったので延びているところもあるんですが、できれば継続して協議していただければと思ひまして意見させていただきました。

宮本政志委員長 分かりました。今の映像の保存期間についても今後の議会運営委員会の中で取り扱っていきます。そのときまでに大井委員が言われた件で何かデータなどがあれば、事務局で用意していただいておりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかはありませんね。（「ありません」と呼ぶ者あり）事務局ございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長、何かございますか。

高松秀樹議長 お疲れさまでした。一般質問の在り方について、最初に特に時間について協議を頂いたんですが、通告書の様式について、できれば9月定例会の一般質問に間に合うように、この議会運営委員会の中で通告書を変更していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

宮本政志委員長 分かりました。今、議長から通告書の変更についてございました。28日が告示日だから、29日が一般通告締切日ですね。もうあまり時間がないので、この件に関しては一般質問の時間と通告書の変更について各会派で持ち帰っていただいて、近いうちに議会運営委員会の中で決めないと間に合いませんので、各会派の皆さんよろしくお願いいたします。議長、その他ありませんか。（うなづく者あり）それでは、本日の第29回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午前11時 散会

---

令和6年（2024年）8月9日

議会運営委員長 宮 本 政 志